いすみ市補助金審査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月30日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市告示第154号

いすみ市補助金審査委員会設置要綱の一部を改正する告示

いすみ市補助金審査委員会設置要綱（平成19年いすみ市告示第117号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（組織） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、企画政策課長の職にある者がその職務を代理する。 ５　委員長及び企画政策課長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。 ６　（略）	（組織） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長の職にある者がその職務を代理する。 ５　委員長及び総務課長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。 ６　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。